

大阪府箕面市基本計画

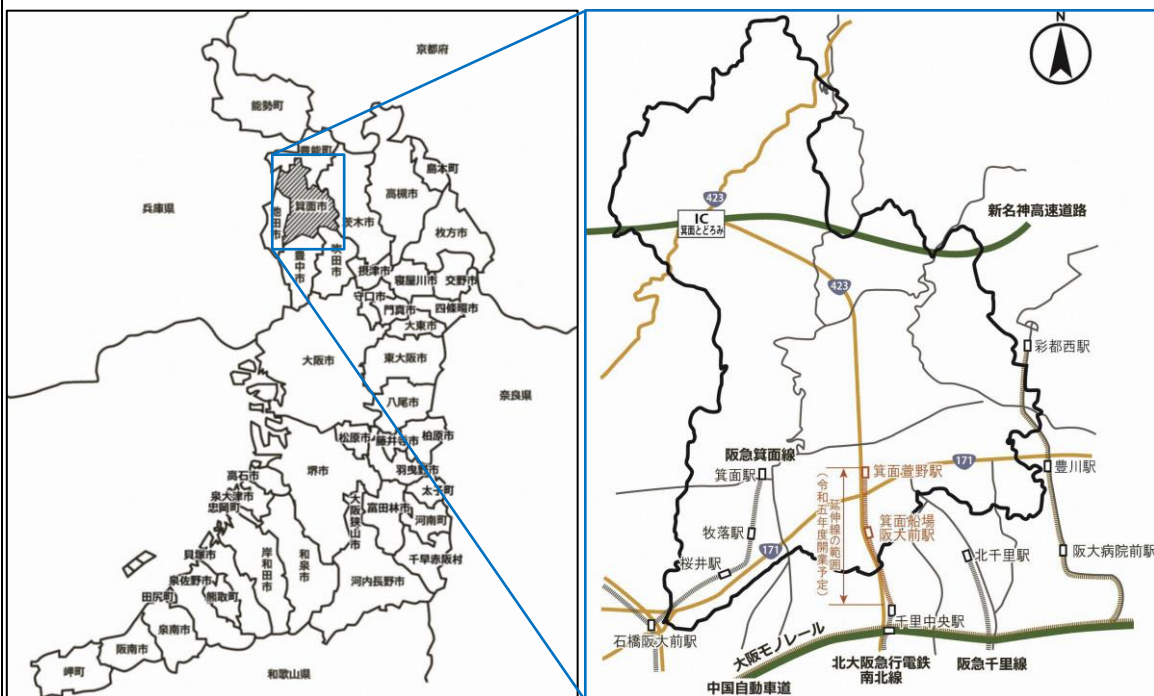
1 基本計画の対象となる区域（促進区域）

（1）促進区域

設定する区域は、令和4年4月1日現在における大阪府箕面市の行政区域であり、概ねの面積は4,790ヘクタールである。

ただし、本促進区域には、自然公園法に規定する国定公園区域に指定されている明治の森箕面国定公園及び鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律に規定する鳥獣保護区に指定されている箕面勝尾寺鳥獣保護区が含まれるため、「8 環境の保全その他地域経済牽引事業の促進に際し配慮すべき事項」において、環境保全のために配慮を行う事項を記載する。

なお、自然環境保全法に規定する原生自然環境保全地域及び自然環境保全地域、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律に規定する生息地等保護区、自然公園法に規定する国立公園区域、自然環境保全法に規定する都道府県自然環境保全地域、自然公園法に規定する都道府県立自然公園、その他の環境保全上重要な地域（環境省が自然環境保全基礎調査で選定した特定植物群落、生物多様性の観点から重要度の高い湿地、自然再生推進法に基づく自然再生事業の実施地域、シギ・チドリ類渡来湿地、国内希少野生動植物種の生息（繁殖・越冬・渡り環境・生育域等）は、本区域には存在しない。



(2) 地域の特徴（地理的条件、インフラの整備状況、産業構造、人口分布の状況等）

①地理的条件

箕面市は、大阪府北西部、大阪平野の北端にあつて、大阪都心から 20km 圏に位置する。東は茨木市、西は池田市、南は豊中市と吹田市、北は豊能町と兵庫県川西市に隣接している。市域は東西 7.1km、南北約 11.7km の広さで、その約 6 割が明治の森箕面国立公園を含む北摂山系の山間部である。

②人口

平成 20 年まで横ばい傾向であつた人口（約 1 2 万 7 千人）は、現在は約 1 3 万 9 千人（令和 4 年 9 月末）まで増加（約 9.4%増）した。

市街地は東西に長い形状であるが、ほぼ全域が D I D（人口集中地区）で、人口重心は市街地のちょうど中央部に存在する。

③都市計画

本市は住宅都市として発展してきており、工業系の用途指定はなく、市街化区域の 9 割以上が住居系の用途地域に指定されている。一方で、近年、箕面森町（第 3 区域）、彩都（国際文化公園都市）、箕面船場の 3 区域では、土地区画整理事業や地区計画の手法により、市が計画的に産業集積を誘導している。

④産業構造

令和 2 年国勢調査によれば、総人口 136,868 人のうち生産年齢人口は 80,023 人（58.47%）、産業別就業者数（産業（3 部門）別 15 歳以上就業者数）は、総就業者数 57,206 人のうち、第 1 次産業就業者数が 383 人、第 2 次産業就業者数が 8,800 人、第 3 次産業就業者数が 46,022 人、分類不能の産業の就業者数が 2,001 人となっている。

平成 28 年経済センサス（活動調査）によれば、事業所数（事業所単位）の総数は 4,215 事業所で、産業大分類別では、卸売業・小売業の 1,203 事業所が最も多く、不動産業・物品賃貸業の 548 事業所、宿泊業・飲食サービス業の 523 事業所と続く。また、従業者数（事業所単位）の総数は 41,537 人で、産業大分類別では、こちらも卸売業・小売業の 12,907 人が最も多く、続いて医療・福祉の 7,401 人、宿泊業・飲食サービス業の 5,441 人の順となっている。

売上高（企業単位）（総額 492,617 百万円）及び付加価値額（企業単位）（総額 118,140 百万円）では、産業大分類別では、卸売業・小売業（売上高 228,527 百万円、付加価値額 35,160 百万円）が最も多くなっているが、2・3 番手は製造業（売上高 70,545 百万円、付加価値額 17,050 百万円）と医療・福祉（売上高 34,393 百万円、付加価値額 18,449 百万円）となっている。

また、従前より、本市の箕面船場地区に存在する企業団地には繊維製品製造卸事業者が集積しており、産業別特化係数では、繊維・衣服等卸売業が付加価値額（企業単位）で 12.31、従業者数（企業単位）で 12.84、繊維工業が付加価値額（企業単位）で 12.84、従業者数（企業単位）で 7.34 と他産業と比較して突出している。

近年では、市内 3 地区（箕面森町（第 3 区域）、彩都西部、箕面船場）での開発・再開発事業が行われた結果、下表のとおり、従前とは異なる産業分野の事業所の集積が進んでおり、本市の産業構造は大きく変化しつつある。

地区	開発種別	近年の動向
箕面森町 (第3区域)	新規開発	新名神高速道路箕面とどろみインターチェンジ周辺に整備された産業用地である箕面森町第3区域(約25ha)において、医療機器、集塵機、加工食品等の様々なジャンルの工場及び物流倉庫等の立地が進んでいる。
彩都西部 (箕面市域)	新規開発	関西イノベーション国際戦略総合特区に指定されている彩都粟生北・彩都粟生南エリアの施設導入地区(約30ha)において、大手製薬会社の創薬研究所や大手電気通信事業者のデータセンター等の事業所の立地が進んでいる。
箕面船場	再開発	昭和40年代より企業団地(大阪船場繊維卸商団地:約53ha)が形成されているが、近年は、既存の繊維製品製造卸事業者だけでなく、医療用機器、医療用品、バイオテクノロジー関連機器等の開発・製造・販売を手がける医療・健康生活関連分野の事業所の立地も進んでいる。 現在、北大阪急行線延伸に伴い新設される箕面船場阪大前駅周辺で再開発が進められており、将来の成長産業であるヘルスケア・ライフサイエンス産業に関連する事業所と研究所の集積等が期待されている。

⑤インフラの整備状況

箕面市の中心部から10km圏に大阪国際空港、大阪メトロ新大阪駅、高速道路(名神高速道路、新名神高速道路、中国自動車道、近畿自動車道)等、主要な国土軸及びその拠点が存在するとともに、大阪の南北軸である国道423号(新御堂筋)が市街地の中央を縦走するなど国土軸と大阪の南北軸が交差・連結する交通の要衝である。

さらに、令和4年9月現在、大阪の大動脈である大阪メトロ御堂筋線・北大阪急行線の2.5km北伸と、2つの新駅(箕面萱野駅、箕面船場阪大前駅)設置を内容とする北大阪急行線の延伸工事が進行中である。開業予定は令和5年度末(2023年度末)で、以後、箕面市から各交通拠点への所要時間は以下のとおりとなる。

- ・大阪メトロ新大阪駅まで、電車で15分
- ・大阪国際空港まで、電車で18分
- ・新名神高速道路箕面とどろみICまで、車で8分

⑥市内又は周辺にある主な研究機関

- ・国立大学法人大阪大学(吹田キャンパス、豊中キャンパス、箕面キャンパス)
- ・国立研究開発法人産業技術総合研究所
- ・国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所
- ・その他、家電やスポーツをテーマとする民間研究所が複数存在

2 地域経済牽引事業の促進による経済的効果に関する目標

(1) 目指すべき地域の将来像の概略

近年、促進区域周辺地域、特に彩都（茨木市・箕面市）、健都（吹田市・摂津市）、未来医療国際拠点（大阪市北区）においてヘルスケア・ライフサイエンス産業拠点整備が進展している。

また、促進区域内の3地区（箕面森町（第3区域）、彩都西部、箕面船場）における開発・再開発事業により、産業用地の創出・再整備と情報通信、医療、健康生活関連産業分野の企業立地・集積が進展している。

このような状況を促進区域内の経済産業を成長・発展させる好機と捉え、「第2期箕面市まち・ひと・しごと創生総合戦略（令和2年3月）」等にてとりまとめた本市の目標や施策の基本的方向性に基づき、既存産業の維持・発展のみならず、高い付加価値と質の高い雇用の創出が期待されるヘルスケア・ライフサイエンス産業をはじめとする成長産業の集積を促進して強い産業基盤を確立するとともに、本基本計画に基づく承認を受けた地域経済牽引事業者の成長を通じて他の産業・企業にも高い経済的波及効果をもたらし、成長への好循環を実現させていくことを目指す。

(2) 経済的効果の目標

【経済的効果の目標】

	現状	計画終了後	増加率
地域経済牽引事業による付加価値創出額	—	280 百万円	—

(算定根拠)

- ・1件あたり6,916万円の付加価値額を創出する地域経済牽引事業を3件創出し、促進区域で1.35倍の波及効果を与え、280百万円の付加価値創出をめざす。

【任意記載のKPI】

	現状	計画終了後	増加率
地域経済牽引事業の新規事業件数	—	3件	—

3 地域経済牽引事業として求められる事業内容に関する事項

本計画において、地域経済牽引事業とは以下の(1)～(3)の要件を全て満たす事業をいう。

(1) 地域の特性の活用

- ・「5 地域経済牽引事業の促進に当たって生かすべき自然的、経済的又は社会的な観点からみた地域の特性に関する事項」において記載する地域の特性及びその活用戦略に沿った事業であること。

(2) 高い付加価値の創出

- ・地域経済牽引事業計画の計画期間を通じた地域経済牽引事業による付加価値増加分

が 6,916 万円（大阪府の 1 事業所あたり付加価値額（平成 28 年経済センサスー活動調査）を上回ること。

（３）地域の事業者に対する相当の経済的効果

・地域経済牽引事業の計画期間を通じた地域経済牽引事業の実施により、促進区域内において、以下のいずれかの効果が見込まれること。

① 当該事業者の地域経済牽引事業にかかる売上合計が、開始年度比で 6 % 以上増加すること。

② 当該事業者の地域経済牽引事業にかかる雇用者数合計が、開始年度比で 2 % 以上増加すること。

なお、（２）（３）については、地域経済牽引事業計画の計画期間が 5 年の場合を想定しており、それよりも計画期間が短い場合は計画期間で按分した値とする。

４ 促進区域の区域内において特に重点的に地域経済牽引事業の促進を図るべき区域（重点促進区域）を定める場合にあっては、その区域

本計画において、重点促進区域は設定しない。

５ 地域経済牽引事業の促進に当たって生かすべき自然的、経済的又は社会的な観点からみた地域の特性に関する事項

（１）地域の特性及びその活用戦略

① 箕面船場地区及び彩都西部地区を中心とした医療・健康生活関連の産業集積を活用したヘルスケア・ライフサイエンス分野

（２）選定の理由

① 箕面船場地区及び彩都西部地区を中心とした医療・健康生活関連の産業集積を活用したヘルスケア・ライフサイエンス分野

ヘルスケア・ライフサイエンス分野は、創薬、医療機器、再生医療から健康、福祉、スポーツまで裾野が広く、今後の大阪・関西の成長を牽引する主要産業として、域内の大学や研究機関、企業等の集積を活かした幅広い産業展開が期待されている。

近年、ヘルスケア・ライフサイエンス産業分野は、本促進区域にとっても関わりの深い産業分野となっており、本促進区域の周辺地域で、彩都（茨木市・箕面市）、健都（吹田市・摂津市）、未来医療国際拠点（大阪市北区）においてヘルスケア・ライフサイエンス産業拠点の整備が進展する中、本促進区域内においても箕面船場地区と彩都西部地区を中心に医療・健康生活関連分野の事業所が立地するようになっている。

例えば、約 10 年前の状況ではあるが、大阪産業経済リサーチ&デザインセンターが集計した大阪府内に本社を有するバイオ企業の分布状況（平成 25 年 3 月）によると、当時においても、箕面市には、府内のバイオベンチャー及びバイオ中小企業 181 社のうち 4 社（堺市や東大阪市と並んで府内 5 位）、また、医療機器製造企業も 5 社立地している

ことが確認できる。

令和4年9月時点の箕面船場地区と彩都西部地区の概況は次のとおりである。

< 箕面船場地区の概況 >

箕面船場地区は、新名神高速道路、名神高速道路、新幹線等の東西国土軸と、国道423号（新御堂筋）の大阪の南北線が交差するエリアに位置しており、令和5年度中の、北大阪急行線の延伸と箕面船場阪大前駅の開業に向けた再開発・再整備が進められている。

箕面船場地区では、昭和40年代より企業団地（大阪船場繊維卸商団地：約53ha）が形成されているが、近年は、既存の繊維製品製造卸事業者だけでなく、医療用機器、医療用品、バイオテクノロジー関連機器等の開発・製造・販売を手がける医療・健康生活関連分野の事業所の立地も進んでいる。箕面市の独自調査によると、令和4年9月時点で箕面船場地区及び隣接地区も含めて14事業所（うち本社6社）の存在が確認できる。

また、箕面船場地区は、下記のとおり、ヘルスケア・ライフサイエンス産業に関連する事業所等のさらなる立地・集積が進むための好環境・好条件が備わっている。

- ・ 彩都（茨木市・箕面市）、健都（吹田市・摂津市）、未来医療国際拠点（大阪市北区）といった北大阪のヘルスケア・ライフサイエンス国際拠点にも程近いこと
- ・ 従来の国道423号（新御堂筋）だけでなく、大阪メトロ御堂筋線との相互直通運転で新大阪駅や大阪都心を直接結ぶ北大阪急行線の延伸と箕面船場阪大前駅の開業で交通利便性が一層向上すること
- ・ 地区内での再開発・再整備の過程において、箕面市、国立大学法人大阪大学（医学部・工学部）、大阪船場繊維卸商団地協同組合の3者により「関西スポーツ科学・ヘルスケア総合センター（仮称）」の設置による健康寿命の延伸・ヘルスケア拠点形成や「ベンチャー企業に関する連携・協力の覚書」に基づく大学発ベンチャーの集積の取組みが進められていること

【参考】「関西スポーツ科学・ヘルスケア総合センター（仮称）」

箕面市、国立大学法人大阪大学（医学部・工学部）、大阪船場繊維卸商団地協同組合、その他スポーツ・医療系企業等も連携して箕面船場阪大前駅前での設置を進めている施設で、健康寿命を延ばすための医科学研究やスポーツ・芸術を通して健康増進を促す取組みなどをさらに発展・実用化させる拠点としての役割が期待される。

【参考】「ベンチャー企業に関する連携・協力の覚書」

令和2年6月に箕面市、国立大学法人大阪大学、大阪船場繊維卸商団地協同組合の三者間で締結された覚書に基づき、大学発ベンチャー企業等を箕面船場地区に集積させ、官民支援によるベンチャー企業の成長発展と箕面船場の更なる活性化を目指し、三者間での連携・協力が進められている。

< 彩都西部地区の概況 >

また、箕面市と茨木市の両市域にまたがる彩都西部地区では、周辺の自然と調和した良好な住宅地形成とあわせて、ライフサイエンスの国際拠点の形成が進められてきた。

2000 年代より先行して地区整備が進められた茨木市域では、そのシンボルゾーンであるライフサイエンスパーク内に国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所や彩都バイオインキュベータなど、バイオや医薬等をはじめとする様々なヘルスケア・ライフサイエンス関連分野の研究・開発機能等を持つ研究所や企業が集積している。2010 年代以降、箕面市域においても、彩都栗生北・彩都栗生南の施設導入地区（約 30 ha）での開発が行われ、大手製薬会社の創薬研究所や大手電気通信事業者のデータセンター等の大規模事業所の立地が進んでおり、今後は両市域一体となった発展が期待されている。

＜「第 2 期箕面市まち・ひと・しごと創生総合戦略」上での位置付け＞

このような状況を踏まえつつ、箕面市は、令和 2 年 3 月に策定した「第 2 期箕面市まち・ひと・しごと創生総合戦略」において、箕面船場地区については、北大阪急行線の延伸により生まれる圧倒的に優れた交通利便性「地の利」と、周辺に集積している医療・バイオ関連施設が産み出す「知の利」が揃う地区、彩都西部地区については、バイオ・医薬・食品・コスメ・ヘルスケア等をはじめとする様々なライフサイエンス分野の研究・技術開発機能等を持つ施設の集積を目指す地区と位置付け、両地区において積極的な企業立地・誘致の促進とベンチャー企業の創業支援を行うことで、ヘルスケア・ライフサイエンス産業をはじめとする最先端知的産業等の集積を強力に図るとの明確な施策方向性が示されているところである。

以上のとおり、本促進区域では、高いポテンシャルを有する箕面船場地区及び彩都西部地区を中心として、高い付加価値と質の高い雇用の創出が期待される成長産業であるヘルスケア・ライフサイエンス産業の集積を促進して強い産業基盤を確立するとともに、本基本計画に基づく承認を受けた地域経済牽引事業者の成長を通じて他の産業・企業にも高い経済的波及効果をもたらし、成長への好循環を実現させていく。

6 地域経済牽引事業の促進に資する制度の整備、公共データの民間公開の推進その他の地域経済牽引事業の促進に必要な事業環境の整備に関する事項

(1) 総論

地域の特性を活かして各種分野における地域経済牽引事業を促進していくためには、地域の事業者のニーズを確実に把握し、適切な事業環境の整備を行っていく必要がある。事業者ニーズを踏まえた各種事業環境整備にあたっては、国の支援策等の活用も図りつつ、引き続き中小企業を主とする地域の企業の経営基盤強化や新事業展開、成長分野への参入支援等の施策・事業や規制緩和等の取り組みを積極的に推進する。

(2) 制度の整備に関する事項

①大阪府成長産業特別集積税制（大阪府）

- ・箕面市内の成長特区に進出し、大阪府の成長産業事業計画の認定を受け、ライフサイエンス等に関する事業を行った場合、大阪府税（法人府民税、法人事業税及び不動産取得税）が最大ゼロとなる税優遇制度を実施

②箕面市企業立地の促進に関する条例（税制優遇）

- ・箕面市規定のエリアに進出し、大阪府成長産業特別集積税制の認定を受けた事業、地域未来投資促進法に基づく地域経済牽引事業計画の承認を受けた事業、箕面市の産業集積に資するものとして箕面市長が認定した事業を行った場合、箕面市税（法人市民税、固定資産税、都市計画税）が最大ゼロとなる税優遇制度を実施

③ベンチャー企業を誘致した土地・建物所有者に対する固定資産税・都市計画税減免

- ・ベンチャー企業に土地・建物を賃貸した土地・建物所有者に対して、当該面積分の固定資産税・都市計画税の減免を実施する予定

（３）情報処理の促進のための環境の整備（公共データの民間公開に関する事項等）

- ・「大阪オープンデータサイト」において、大阪府が保有する各種データを公開し、ビジネスや身近な公共サービスへの活用に供する。

（４）事業者からの事業環境整備の提案への対応

- ・大阪府商工労働部内、箕面市地域創造部箕面営業室内に、事業者の抱える課題解決のための相談窓口を設置する。また、事業環境整備の提案を受けた場合の対応については、本市関連部署等を含めた内部検討を行ったうえで適切に対応する。

（５）実施スケジュール

取組事項	令和４年度	令和５年度～ 令和８年度	令和９年度 (最終年度)
【制度の整備】			
①大阪府成長特区税制	実施 		
②箕面市企業立地促進条例（税制優遇）	実施 		
③ベンチャー企業を誘致した土地・建物所有者に対する固定資産税・都市計画税減免	調整	実施予定 	
【情報処理の促進のための環境整備（公共データの民間公開等）】			
◆大阪オープンデータサイト	実施 		
【事業者からの事業環境整備の提案への対応】			
◆相談窓口	実施 		
【その他】			
◆地域経済牽引事業者へのフォロー	実施 		

7 地域経済牽引支援機関が行う支援の事業の内容及び実施方法に関する事項

(1) 支援の事業の方向性

地域経済牽引事業を促進していくため、支援機関である箕面商工会議所、繊維卸を業とする企業で組織された大阪船場繊維卸商団地協同組合、株式会社池田泉州銀行、株式会社商工組合中央金庫などをはじめとする金融機関、国立研究開発法人産業技術総合研究所（関西センター）等の研究機関などと密に連携することにより、最大の支援効果を獲得する。

(2) 地域経済牽引支援機関が行う支援の事業の内容及び実施方法

①箕面商工会議所

- ・市内における商工業の改善・発展を目的に、商工会議所法の規定に基づき組織された法人である箕面商工会議所は、専門家による税務・法律・労務などの相談受付、経営課題を解決するための各種セミナーの実施、資金調達等に関するアドバイス、創業計画のブラッシュアップや各種申請等による創業支援等を行う。

②大阪船場繊維卸商団地協同組合

- ・箕面船場地区の商業団地における繊維卸業者を中心とした地域協同組合である大阪船場繊維卸商団地協同組合は、主要道路網へのアクセス性、新駅開業、スペース余力等の立地特性を背景に、近年、繊維卸業のみならず生活・医療関連企業等の立地も進んでいる同地において、商業団地の空きスペース等を活用したベンチャー企業の集積場所の確保、ベンチャー企業に対する各種支援制度の創設・運用を行う。

③金融機関（株式会社池田泉州銀行、株式会社商工組合中央金庫ほか）

- ・地域金融機関である株式会社池田泉州銀行と中小企業の支援を目的とする株式会社商工組合中央金庫等の金融機関は、資金ニーズに応じた適切な金融支援を行うほか、蓄積された情報網を活用して経営課題の解決やビジネスマッチングによる販路開拓を図る。

④国立研究開発法人産業技術総合研究所（関西センター）

- ・バイオ技術を使った健康・医療機器開発など医工連携に重点を置いた研究開発を推進する国立研究開発法人産業技術総合研究所（関西センター）は、健康で安心な暮らしを実現するための医療技術や健康管理技術研究に取り組み、その成果の普及と実用化の促進を図る。

8 環境の保全その他地域経済牽引事業の促進に際し配慮すべき事項

(1) 環境の保全

新規開発を行う場合は、周辺の環境を配慮し、可能な限り自然環境及び住環境に影響を与えないよう、環境関係法令の遵守や環境保全・環境負荷の低減に向けた十分な配慮を行い、地域経済牽引事業の活動においても、良好な住環境の形成や周辺環境との調和に配慮した操業環境の保全に配慮するとともに、地域社会との調和を図る。

特に、自然公園法に規定する国定公園区域に指定されている明治の森箕面国定公園、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律に規定する鳥獣保護区に指定され

ている箕面勝尾寺鳥獣保護区といった環境保全上重要な地域において地域経済牽引事業計画を承認する際には、公園計画等との整合を図るとともに、事前に大阪府自然環境保全部局等と調整を図り、専門家の指導・助言を踏まえて、自然環境の保全が図られるよう十分配慮する。

また、廃棄物の軽減やリサイクルの積極的な推進、自然エネルギーの利活用等による温暖化対策について、必要な情報を提供するとともに、廃棄物の不法投棄を許さない環境づくりのための広報啓発活動を推進し、地域における環境に対する意識の向上をめざす。

(2) 安全な住民生活の保全

大阪府では、「大阪府安全なまちづくり条例」及び同条例を根拠に定められた「安全防犯指針」に基づき、行政、事業者、府民が一体となった取組を行うとともに、府民それぞれが自主防犯意識の高揚を図り、「安全なまち大阪」の確立をめざし、様々な活動を推進している。

また、交通安全施策についても「大阪府交通安全実施計画」に基づき、地域の交通の安全と円滑化を図る活動を推進している。

同条例及び同指針並びに同計画の趣旨に鑑み、本計画の実施によって、犯罪及び交通事故等を増加させ、又は地域の安全と平穏を害することがないように、地域住民の理解を得ながら次の取組を推進する。

①防犯に配慮した環境の整備、管理

ア 道路、公園等の公共空間、事業所等の整備に当たっては、見通しが確保できるよう配慮するとともに、必要に応じて、防犯照明の整備に努める。

イ 夜間に、道路、公園等の公共空間、事業所敷地及びその周辺、空き地等において、人の行動を視認できる程度以上の照度を確保するため、道路照明灯や防犯灯等を整備する。また、地域住民に迷惑を及ぼす行為に利用されないよう立入りの制限やパトロールを実施するなどの管理に努める。

ウ 地域住民や従業員、来訪者等が、事業所や駐車場等において、犯罪被害に遭わないよう防犯カメラや防犯照明の設置等防犯設備の整備に努める。

エ 事業所が犯罪被害に遭わないよう防犯カメラや防犯ベル、機械警備システムなど防犯設備の設置に努め、犯罪に遭いにくい環境の整備に努める。

オ 事業者等は各種の取組が有効で、継続的なものとなるために相互の連携に努める。

②交通安全に配慮した環境の整備

ア 事業者等は、地域の交通の安全と円滑化を図るため、施設の建設、道路整備等については、計画を立案する時点から警察等関係機関との十分な調整を図り、道路交通環境整備の促進に努める。

イ 事業者は、違法駐車等による交通環境の悪化を防止するため、十分な駐輪・駐車スペースの確保に努める。

ウ 道路には歩道を設置し、ガードレール、歩道柵（さく）、植栽等により、歩道と車道の分離に努めるなど事故防止に配慮した構造、設備の整備に努める。

③地域社会との連携

ア 事業者は、顧客に対する防犯意識の醸成を図るとともに、事業活動を通じて地域住民等が行う自主防犯ボランティア活動等に参加するほか、これらの活動に対して

物品、場所等の支援を行うなど、地域における防犯活動への協力を行う。

イ 事業者は、事業所周辺の公共空間にも配慮した防犯灯、防犯カメラの設置等近隣事業所と連携した地域ぐるみでの防犯対策に努める。

④従業員・関係事業者に対する教育、指導の徹底

事業者等は、従業員・関係事業者に法令教育による遵法意識の浸透や犯罪被害に遭わないための指導を行う。また、外国人の従業員・関係事業者には、日本の法制度、習慣等についても指導を行うよう努める。

⑤警察等関係機関に対する連絡・協力体制の確立

事件・事故・災害等発生時における警察等関係機関に対する連絡体制の整備と捜査活動への積極的な協力を図る。

⑥暴力団等反社会的勢力の排除

事業者等は、暴力団等反社会的勢力を排除するため、同勢力からの接触等があった場合には、警察に即報するとともに、各種要求には絶対に応じない。

⑦不法就労の防止

事業者が外国人を雇用する際には、必ず在留カード、パスポート等により、在留資格等の確認や雇用状況の届出を確実にを行うなど、適法な就労を確保するよう事業者や関係自治体において必要な措置をとる。

⑧その他

以上の項目に記載のない事項で、「安全な住民生活の保全」のために必要な事項が生じたときは、その都度、事業者及び警察等関係機関で協議の上、必要な措置をとる。

(3) その他

◆PDCAサイクル確立方針

箕面市と大阪府は、毎年度の終了後、基本計画と承認地域経済牽引事業計画に関するレビューを実施し、効果検証及び当該事業の見直しの検討を行い、基本計画の変更等の必要な対応を行うこととする。

9 地域経済牽引事業の促進を図るための土地利用の調整を行う場合にあっては、その基本的な事項

本計画において、土地利用の調整は行わない。

10 計画期間

本計画の計画期間は計画同意の日から令和9年度末日とする。

(備考)

用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。